

危機農業克服にむけて 農地法の改正と農地税制

本 年6月、農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法などの改正法が可決成立しました。今年中に施行される予定です。

農 業担い手への農地利用集積の促進、農地の賃貸制度の創設、体系的耕作放棄地対策の整備などが改正農地法等の改正ポイントですが、何といっても、「農地法第1条の改正」がすべてと言っても過言ではありません。

す なわち、農地の所有者が自ら耕作することが最も適当であるとしてきた自作農主義の制度を改め、農地の所有者と耕作者を分離し、農地の賃貸借をも前提にした農業の効率化と農業生産の安定、

拡大化に転換したことです。

こ の農地法等の改正を前提に、平成21年度税制改正で、農地税制、つまり相続税贈与税の納税猶予制度も改正されました。その主なものは次の通りです。なお、改正税法の適用は、農地法等の施行日からです。

ま ず、納税猶予期間の改正です。従前は、①三大都市圏の特定市の市街化区域の農地で生産緑地の指定を受けた農地に関しては納税猶予期間は終身で、②それ以外の市街化区域及び③市街化区域外農地では20年でした。改正では、農地の賃貸も営農と認められたことを承けて③の市街化区域外農地は終身となりました。また、②の市街化区域

農地は、従前通り20年です。これは、都市計画法で市街化区域農地は宅地転用を前提としていることから、据え置かれたものと推測されます。

次 に、譲渡面積20%制限の廃止です。従来は、猶予期間中に特例適用農地の20%超譲渡の場合には、税額猶予の全額打ち切り、利子税を加えての納付でした。しかし、改正法の規定に基づく譲渡ならば、全額打ち切りではなく、譲渡割合に応じた猶予税額及び利子税の納付に改められました。

そ して、やむを得ない事情への救済です。身体障害等で営農が困難となり農地を貸し付けた場合にでも納税猶予の継続が認められるようになりました。また、疾病等で一時的に営農できない場合でも一定の要件を満たせば、営農を継続しているものとする取扱いが明確化されました。

「落葉踏む今日の明るさ
明日もあれ 秋桜子」
立冬から、暦の上では冬に入ります。そろそろ年末調整の時期です。
年末調整をスムーズに行うために、前もって11月から準備をしておきましょう。毎年のことながら、各種控除申告書など関係用紙類も注意事項と 一緒に、早めに従業員に配布しておきましょう。

7日立冬、22日小雪。



金銭で信用を
つくりうなんて考えてはいけない。
信用を高めることで
金銭をつくることを考えるべきだ。

(古代ギリシャの政治家 テミストクレス)

11月の税務メモ

(国税)

- 10月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 22年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日

16日

30日

〃

〃

〃

〔地方条例による〕

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 22年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。